

地域ブランド保護の制度について

～地理的表示保護制度と地域団体商標制度～

平成27年11月12日

主な知的財産権

地理的表示

- 地名 + 商品名称
- 品質保証
- 地域共有の財産

地域団体 商標

- 地名 + 商品名の商標
- 独占使用权

商標権

- 商品・サービス(区分)
- マーク(文字・図形等)
- 独占使用权

特許権

- 技術開発によって生まれたアイデアや発明
- 発明者が権利を独占

著作権

- 文化的な創作物全般

育成者権

- 農林水産物生産のために栽培される植物の新品種
- 独占利用権

実用新案権

- 物品の形状, 構造又は組み合わせに係る考案
- 独占利用権

地名 + 商品名

地理的表示
保護制度

地域団体
商標制度

何が違うの？

地理的表示保護制度と地域団体商標制度の違い

双方とも「知的財産として地域のブランド保護」の効果を持つ制度

※ 参考: 農林水産省資料

項目	地理的表示保護制度	地域団体商標制度
出願先	農林水産省	特許庁
対象	農林水産物, 飲食料品等 (酒類等除く)	すべての商品・サービス
申請主体	生産・加工業者の団体 法人格を有しない地域のブランド協議会等も可能	事業協同組合等の特定の組合, 商工会, 商工会議所, NPOに限る
名称における地名の有無	地域を特定できれば, 地名を冠する必要がない	地名を冠する必要がある
産地との関係	品質等の特性が当該地域と結びついている必要がある	当該地域で生産されていれば足りる
伝統性・周知性	<u>伝統性</u> 一定期間継続して生産されている必要がある	<u>周知性</u> 一定の需用者に認識されている必要がある
品質基準	産地と結びついた品質の基準を定め, <u>登録・公開</u>	制度上の規程はない(権利者が任意で対応)
品質管理	生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理 管理状況について <u>国の定期的なチェック</u> を受ける	制度上の規程はない(権利者が任意で対応)
登録の明示方法	<u>GIマーク</u> を付す必要がある	登録商標である旨の表示を付すよう努める
規制手段	不正使用は <u>国</u> が取り締まる	不正使用は商標権者自らが対応(差止請求等) その際, 損害額の推定等の規程を活用できる
権利付与	権利ではなく, <u>地域共有の財産</u> となり, 品質基準等の一定の要件を満たせば, 地域内の生産者は誰でも名称を使用可能	名称を <u>独占して使用する権利</u> を取得

地理的表示保護制度と地域団体商標の違い

※ 参考: 農林水産省資料

項目	地理的表示保護制度	地域団体商標制度
保護期間	取り消されない限り権利が存続 (更新手続き・費用はかからない)	登録から10年間 (継続するためには更新手続き・費用が必要)
海外での保護	地理的表示保護制度を持つ国との間で相互保護が 実現した際には、当該国においても保護される	各国に個別に登録を行う必要がある

【ブランド戦略】

産地と結びついた
品質に国のお墨付きを得て、
GIマークを付すことで差別化し、
地域一体となって、
ブランド価値の
維持・向上を
図ることができる。



産品の名称を
独占して使用する権利を取得して、
自らの管理の下で、
ブランド価値の維持・向上を図ることが
できる。

地域の実態や産品の特性を踏まえたブランド戦略に応じ、
いずれかの制度を選択し、又は両者を組み合わせて
利用することが可能。

地理的表示 (GI: Geographical Indication) とは

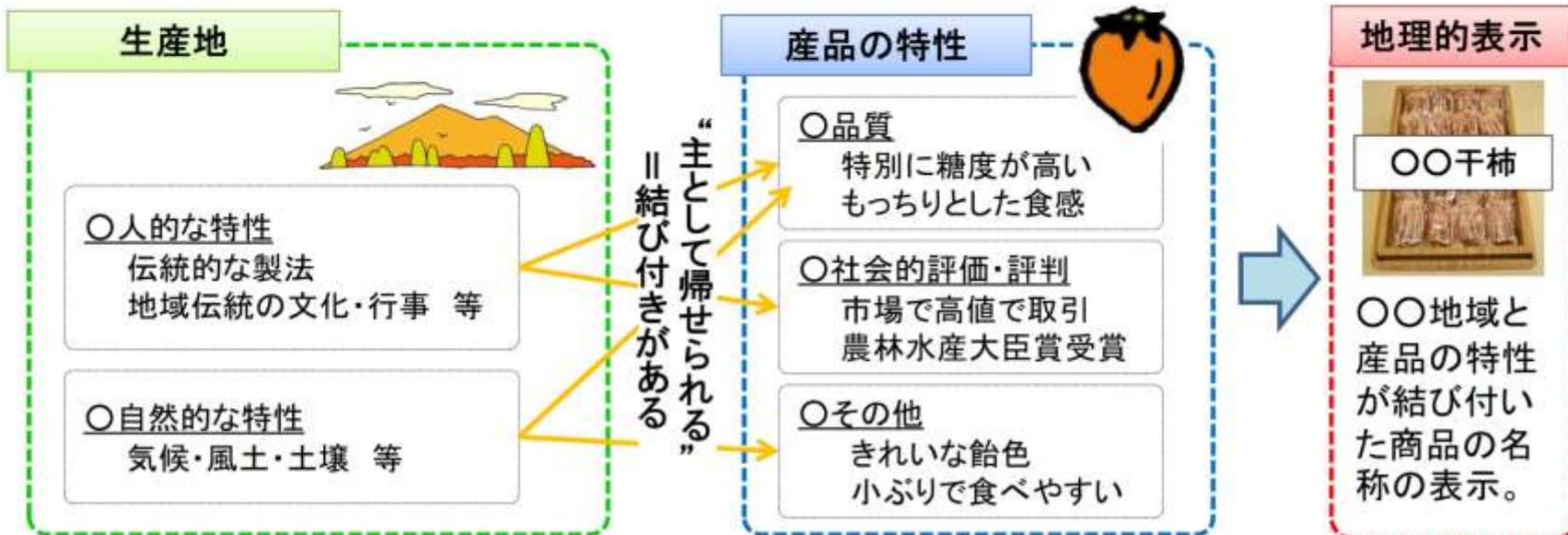
※ 農林水産省資料より抜粋

地理的表示

- 農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの。

(例) ○ ○ □ □
地名 + 産品名

地理的表示のイメージ -○○干柿 (※架空の食品)を例に-



地理的表示保護制度の大枠と効果

※ 農林水産省資料より抜粋

制度の大枠

- ① 「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。
 - ② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GIマークを付す。
- 
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
 - ④ 生産者は登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。

効果

- 製品の品質について国が「お墨付き」を与える。
- 品質を守るもののみが市場に流通。
○ GIマークにより、他の製品との差別化が図られる。
- 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
- 地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。

1. 地理的表示保護制度

① 地理的表示法について

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/pdf/doc1.pdf

② 地理的表示法Q&A

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/faq/pdf/doc17.pdf

③ 地理的表示保護制度活用支援 中央窓口 GIサポートデスク

<http://www.fmric.or.jp/gidesk/>

2. 地域団体商標

① 地域団体商標制度

https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm

3. 知的財産活用

① 農林水産業者・食品関係事業者のための知的財産活用マニュアル

<http://www.chizaicouncil.org/docs/manual.pdf>